

○ おおず 農業委員会だより

発行者 大洲市農業委員会 第22号
〒795-8601 大洲市大洲690番地の1 TEL0893-24-2111



～ 農地利用の最適化を目指して ～

《今号の主な内容》

- 農業委員会等大臣表彰・永年勤続農業委員等表彰を受賞 …………… P 2
- 農地の権利取得時の下限面積要件が廃止されます …………… P 3
- 農業などに関する補助事業を活用しませんか …………… P 4～5
- 農地の転用には許可（届出）が必要です …………… P 6～7
- 農業者年金に加入しませんか …………… P 7
- 賃借料情報 ほか …………… P 8

毎月15日が申請の締切日です。

定例総会で審議する農地法、農業経営基盤強化促進法等の許可申請の締切日は、毎月15日（15日が休日の場合は直後の開庁日）です。

～大洲市農業委員会が農林水産大臣表彰を受賞～



表彰状を受け取る幸野会長



表彰状を持つ幸野会長と女性委員

大洲市農業委員会（^{こうののりよし}幸野登吉会長以下、農業委員19人、農地利用最適化推進委員20人）は、多年にわたる組織活動の中で、農地利用の最適化の推進に顕著な実績を挙げ、地域農業の振興に貢献した功績が認められ、昨年11月1日付で令和4年度農業委員会等農林水産大臣表彰を受賞しました。

表彰状の伝達式は、昨年12月15日に松山市内のホテルで行われ、^{すえながよういち}末永洋一愛媛県農林水産部長から幸野会長へ表彰状が伝達され、また、一般社団法人愛媛県農業会議の^{せいけしゅんぞう}清家俊藏会長から記念品の贈呈がありました。

受賞者を代表して幸野会長は、「栄誉ある受賞は、身に余る光栄で、感謝申し上げます。本日の感激を忘れず、今後とも農業進展のため奨励努力し、地域のお世話をして参ります」と謝辞を述べられました。

～上田健二推進委員・矢野正祥農業委員が永年勤続農業委員等表彰を受賞～

昨年6月30日に松山市で開催された一般社団法人愛媛県農業会議第109回通常総会において、上田健二農地利用最適化推進委員（菅田地区）と^{まさかず}矢野正祥農業委員（菅田地区）が永年勤続農業委員等表彰を受賞されました。

この永年勤続農業委員等表彰は、農業委員または農地利用最適化推進委員として、農業委員会活動に熱心に取り組まれた勤続10年以上の委員を表彰するもので、県内で33名の委員が表彰されました。



矢野農業委員(左)と上田最適化推進委員(右)



表彰状を受け取る上田最適化推進委員

農地の権利取得時の下限面積要件が廃止されます

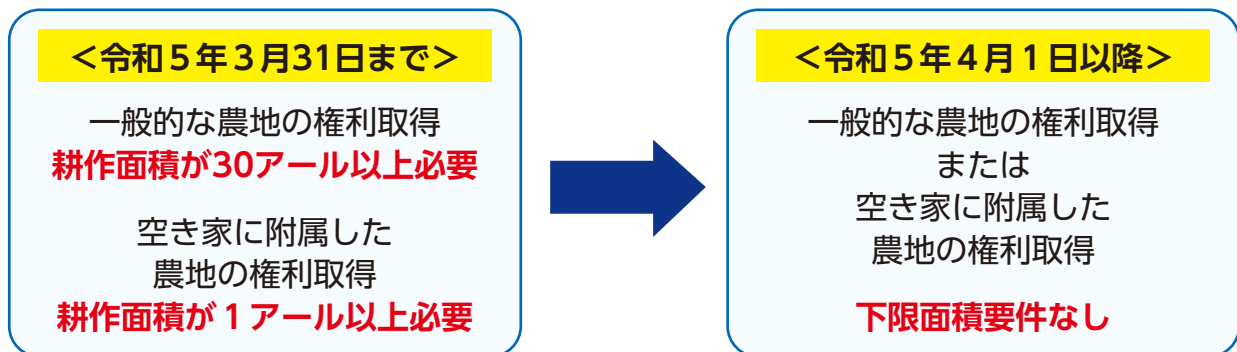
～農地法の一部改正が令和5年4月1日から施行～

令和5年4月1日から、農地法の一部改正により、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、これまで農地の権利取得（売買・賃借等）時に求めていた「下限面積要件」が廃止されます。

下限面積要件とは、これまで農地法で農地の権利取得（売買・賃借等）をするにあたり、取得後の耕作面積が50アールに達する必要があるとする要件です。

耕作規模が小さい大洲市では、農業委員会の判断により50アール未満で下限面積（別段面積）を定めることができるため、市内全域で一般的な農地の権利取得の場合は30アール（空き家に附属した農地の権利取得の場合は1アール）という下限面積（別段面積）を定めていました。

今後は次のとおりとなります。



ただし、今回廃止されるのは、下限面積要件のみで、農地の権利取得後は、

- ①必要な農作業に原則年間150日以上従事すること
- ②権利を取得している農地を全て効率的に利用すること
- ③周辺農地の利用に支障がないこと

などの要件は
継続されます。

○農地の権利取得（売買・賃借等）には許可が必要です

農地を売買・賃借等したい方は、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要になりますので、まずは、農業委員会へご相談ください。この許可を受けずに行った農地の売買・贈与・賃借等は、無効になりますので、ご注意ください。

また、許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ① 申請する農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。（効率利用要件）
- ② 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと。（農業生産法人要件）
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。（農作業常時従事要件）
- ④ 申請する農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。（地域との調和要件）

なお、許可は農業委員会の会議で審議する必要がありますので、毎月15日までに関係書類をそろえて、大洲市農業委員会に申請する必要があります。

許可までに約1か月掛かりますので、余裕をもって計画してください。

農業などに関する補助事業を活用しませんか

～担い手支援、鳥獣被害対策などの補助制度～

ただし、**国及び県の事業**（事業名に**（国）・（県）**が付いているもの）については今年度の募集が終了している場合がありますので、ご注意ください。



▶ 農業担い手育成対策

● 農山漁村地域担い手等支援事業（市）

農業の経営規模拡大および生産効率化などを実現するために必要な機械・施設の導入費用の一部を補助します。

【補助率】 1/3以内（補助額100万円上限）

【対象者】 市内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者など（事業費30万円以上）

● スマート農業推進モデル事業（市）

スマート農業を活用し、農作業の省力・軽労化により農業経営の規模拡大および生産効率化などを実現するために必要なICTなどを駆使した農業機械や施設機器整備などの導入費用の一部を補助します。

【補助率】 1/2以内（補助額150万円上限）

【対象者】 市内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者



● 担い手経営発展支援事業（県）

認定農業者機械施設整備

地域農業を支えていく中心経営体として、農地の集積による経営規模の拡大、経営の多角化・効率化等の経営改善に取り組み、地域農業の発展と活性化に資するために必要な農業機械・施設の整備を支援します。

【補助率】 1/3以内

【対象者】 認定農業者であり、地域への貢献のための農業機械・施設整備であること
(事業費50万円以上)

● 新規就農者育成支援対策（国）

国の制度に基づき、次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農をする認定新規就農者を支援します。

【対象者】 認定新規就農者（就農時49歳以下）、その他要件があります。

※事業内容の変更の可能性があります。

① 経営開始資金

【資金】 年間最大150万円（最長3年間）

② 経営発展支援事業

【補助率】 県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2・補助額1,000万円上限）

※①経営開始資金を活用する者は上限500万円）

〈例〉 国1/2、県1/4、本人1/4

▶ 6次産業化推進

● 6次産業化等推進事業（市）

市内に住所を有する農林漁業者や中小企業者などが、地域農産物などを活用した次の①～④の事業に新たに取り組む場合、その取り組みにかかる費用のうち、要件を満たす費用について補助します。

- ① 6次産業化商品開発事業 ② 農商工連携商品開発事業
③ グリーン・ツーリズム事業 ④ 地産化推進事業

【補助率】 対象費用の2/3以内

【上限】 ①～③は100万円、④は50万円

※ すべての事業において、他の国・県の補助事業の採択に該当しないことや市が定める基準などに該当することが条件となります。



▶ 鳥獣被害対策（捕獲）

● 有害鳥獣捕獲檻購入事業（市）

捕獲檻（箱わな）の購入費用の一部を補助します。

【対象者】 市内に住所を有し、現に居住している人、わな猟免許を所持している人

【補助額】 購入価格の1/3以内
(2万5千円上限)

● 狩猟免許取得費等補助金（市）

【対象者】 市内に住所を有する人、大洲喜多猟友会または川上猟友会に入会している人または入会予定の人

【対象経費】 ▷ 狩猟免許初心者講習受講料
▷ 狩猟免許受験料

【補助額】 対象経費を合計した額

農林漁業関係の補助・助成について、対象となるかどうかなど不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

【申込・問い合わせ先】

大洲市役所農林振興課 ☎0893(24)1727
長浜支所 ☎0893(52)1111
肱川支所 ☎0893(34)2311
河辺支所 ☎0893(39)2111

▶ 鳥獣被害対策（防除）

● 鳥獣被害防止総合対策事業（国）

ワイヤーメッシュ柵などを地域ぐるみで整備する場合、必要となる資材を、大洲市有害鳥獣対策推進協議会を通じて貸与します。※原則、地元負担はありません。

【要件】 次の要件を満たすこと

- ▷ 国が定める費用対効果要件を達成
- ▷ おおむね1ha以上の農地を一体として柵を設置
- ▷ 柵の設置作業・管理は地元で行う
- ▷ 受益農家が3戸以上ある など

【要件を満たさない例】

柵を設置する範囲内に耕作放棄地が多くみられるなど

● 鳥獣害防止施設整備事業（県）

電気柵またはワイヤーメッシュ柵の整備を希望する個人へ現物支給で補助します。(設置作業は個人)

【補助率】 1/3以内 (事業量により減少あり)

【注意事項】

▷ 個人で市販の資材を購入した場合は対象外です。

ちょっと待って!! その土地、農地じゃないですか?

～農地の転用には許可(届出)が必要です～

※農地とは・・・管理を行って作物を作っている土地や現在は作物を作っていないが、いつでも耕作ができる土地をいいます。

農地を農地以外の目的で利用する(転用する)場合は、県知事の許可または農業委員会へ届出が必要な場合があります。

また、対象農地が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されている農地は、農用地区域からの除外または用途区分変更ができないと転用ができません。



県知事の許可が必要な主な事例

○農地に建物を建てる場合

※ただし、土地所有者(耕作者)が農業用倉庫など農業用施設を建設する場合で、建物面積等が200㎡未満であれば、農業委員会への届出で済む場合があります。

○農地を駐車場や資材置場など農地以外の目的で使用する場合

※期間限定の一時的な転用の場合も県知事の許可が必要です。

○農地に植林をする場合 など



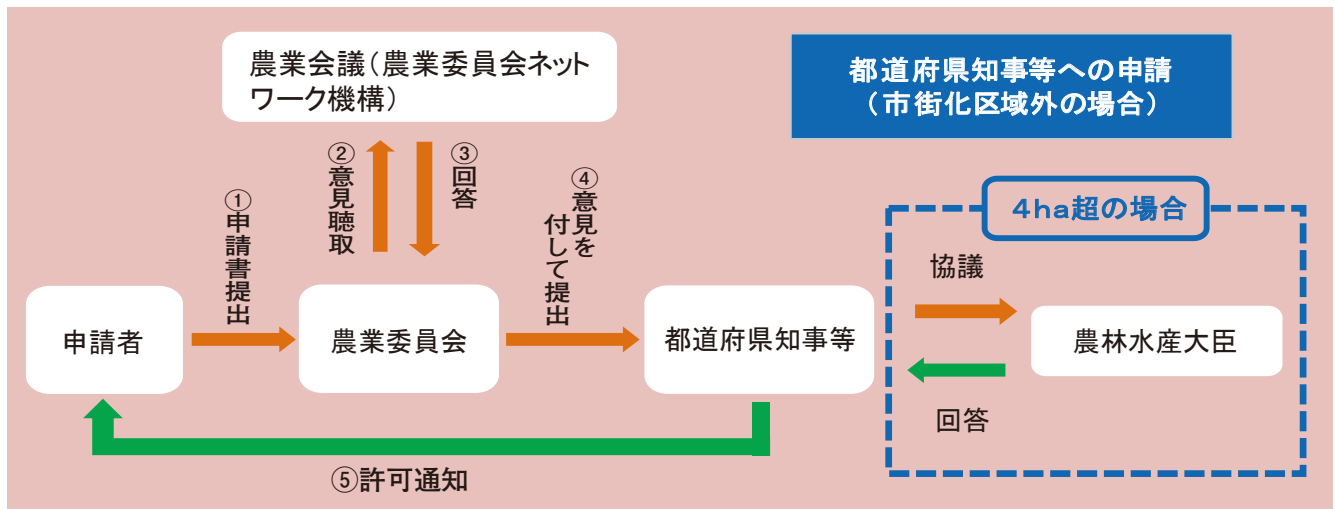
違反転用者などには罰金が掛かる場合も

農地転用の許可を受けることなく転用を行った場合は、違反転用となり、違反転用者のみではなく、その事業を請け負った者に対し、農地への原状回復等の措置を命じられることがあります。

これに従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金が科される場合があります。

転用の計画をされる際には、事前に大洲市農業委員会にご相談ください。
なお、農地の転用には、申請から県の許可を受けるまで、最短でも約1か月半程度掛かりますので、**余裕をもった転用計画を立ててください。**

◆農地転用許可等の手続き◆



農業者年金に加入しませんか？ ～老後の安心は、国民年金＋農業者年金で～

👉 老後の生活は、こんなにお金がかかります…

老後の家計
264万円/年



(夫婦2人の合計)

国民年金は
156万円/年

大丈夫！

『農業者年金』に加入すると…

例えば、30歳で加入して
月額2万円の保険料の場合、
男性 **50万円** /年
女性 **43万円** /年
を受け取れる試算になります

(運用利回り2.5%、予定利率0.30%で試算)



さらに、39歳までに加入し
一定の要件を満たす方は
最大5割の国庫補助が
受けられます！

終身年金で生涯受給できます。
もし80歳前に亡くなられた場合、
80歳まで受け取るはずだった年金が
遺族に支給されるから安心！

- ①年間60日以上農業に従事
 - ②国民年金の第1号被保険者
 - ③20歳以上60歳未満の方
- この3つの要件を満たせば、どなたでも加入できます！

- ◎積み立て方式・確定拠出型年金で少子高齢時代に強い年金です。
- ◎保険料の額は月額2万円から6万7千円まで、千円単位で決められます。
(35歳未満で政策支援の対象とならない方は1万円から)
- ◎支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。



お問い合わせは、**大洲市農業委員会事務局（電話0893-24-1726）**
またはお近くのJA、独立行政法人農業者年金基金まで

賃借料情報

令和4年1月から12月までに締結(公告)された大洲市内の賃貸借における賃借料水準(10アール当り)は、以下のとおりです(100円未満は四捨五入)。農地を賃貸借される際の参考としてご活用ください。

1. 田の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
旧大洲市	10,200円	16,600円	3,900円	161
旧長浜町	事例なし			0
旧肱川町	事例なし			2
旧河辺村	事例なし			0
大洲市平均	10,200円			

2. 畑の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
旧大洲市	11,400円	18,900円	5,000円	122
旧長浜町	事例なし			3
旧肱川町	8,800円	12,000円	3,700円	14
旧河辺村	事例なし			0
大洲市平均	11,200円			

※1 データの数は、集計に用いた筆数です。5件に満たない場合は、「事例なし」としています。
 ※2 各地域及び大洲市平均欄のデータは、特別の事情の下で取引されたものと推測されるデータ(平均値×70%プラス、マイナスを超えるもの)を除いています。



農業者の経営とくらしに役立つ
 情報をお届けします。



- ◇ 発行日・毎週金曜日
- ◇ 購読料・月額700円
 (税・送料込)

大洲市青年農業者協議会が運営している生産者と消費者をつなげるメディア「アグルビト」インスタグラムやFacebookなどのSNSや広報誌で活動を発信しています。

ぜひ、スマートフォンなどで「アグルビト」と検索してみてください。



大洲市農業委員会

申請書等各種様式は、大洲市公式ホームページ
 (<http://www.city.ozu.ehime.jp/>) 内で検索してください。

- 事務局 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1 (別館1階)
 電話:(0893)24-1726(直通) FAX:(0893)24-1132 E-mail:nougyouinkai@city.ozu.ehime.jp
- 長浜支所 〒799-3401 愛媛県大洲市長浜甲480番地の3 (地域振興係) 電話:(0893)52-1111
- 肱川支所 〒797-1504 愛媛県大洲市肱川町山鳥坂74番地 (地域振興係) 電話:(0893)34-2311
- 河辺支所 〒797-1601 愛媛県大洲市河辺町植松548番地 (地域振興係) 電話:(0893)39-2111